

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（407））

2. 日時：平成29年10月6日 10時00分～11時45分
13時30分～15時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、義崎管理官補佐、大塚安全審査官、角谷安全審査官、
田尻安全審査官、津金安全審査官、皆川保安規定係長、穂藤保安規定係長、
高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：参与（安全技術担当） 他15名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち、隣接事業所敷地に関する審査案件等への対応及びブローアウトパネルに関する対応方針について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 災害対策要員が隣接事業所を通行するための合意文書について、内容を整理して提示すること。
- 隣接事業所に核物質管理センターが含まれることを明示すること。
- 重大事故等発生時に災害対策要員が通行できるよう隣接事業所へ連絡するとしているが、その判断基準を整理して提示すること。
- 可搬型重大事故等対処設備等を設置する予定の隣接事業所の敷地について、日本原子力発電の土地として権利を得るまでの今後の予定を整理して提示すること。
- ブローアウトパネル外側の閉止機能付きシャッターの構造の成立性について、建屋の気密性確保の考え方を含めて整理して提示すること。
- 火災により防潮堤が熱影響を受けた場合について、鉄筋も含めた防潮堤全体の補修の考え方を整理して提示すること。
- 隣接事業者敷地からタービン建屋に届くことが想定される飛来物について、竜巻防護施設に影響を与えないとする根拠を整理して提示すること。
- 東海第二発電所西側にある隣接事業者の道路からの飛来物の影響について、考え方を整理して提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 隣接事業所の敷地に係る対応について（審査会合における指摘事項への回答他）
- ・ 東海第二発電所 ブローアウトパネルについて